

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策

(条例第 58 条～第 63 条の 3)

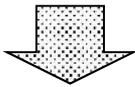
県条例では、特定有害物質使用地及びダイオキシン類管理対象地について、一定の契機を捉えて土壌調査を実施すること等の義務を定めています。

規制の概要は以下のとおりです。

- 対象物質：特定有害物質 26 項目、ダイオキシン類
- 調査方法：特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針（条例第 58 条の 6）
- 対象となる土地：特定有害物質使用地、ダイオキシン類管理対象地
- 条例の仕組み

使用状況等の記録の管理

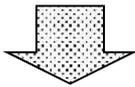
特定有害物質を製造・使用・処理・保管する場合、ダイオキシン類特定施設を使用する場合、使用状況等の記録・管理を行う。



事業所を廃止する場合

廃止時調査の実施

特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするときは、調査を実施し、市長に届出を行う。



汚染が判明した場合⇒市長が公表

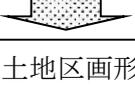
土壌調査結果記録の管理

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地についての土壌調査結果記録を管理する。



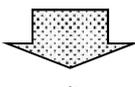
使用状況記録・土壌調査結果記録の交付

- ・特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地を譲渡、返還しようとするときは、相手方に使用状況記録・土壌調査結果記録を交付する。
- ・特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地を貸与しようとするときは、相手方に使用状況記録・土壌調査結果記録の写しを交付する。
- ・借り受けていた特定有害物質使用地において第 60 条第 1 項第 1 号に規定する土地の形質の変更をしようとするとき並びに土壌汚染対策法第 3 条第 1 項に規定する有害物質使用特定施設又は当該有害物質使用特定施設を設置する特定有害物質使用事業所を廃止した時は、当該土地所有者等に使用状況記録・土壌調査結果記録の写しを交付する。



土地区画形質変更時調査

- ・特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは、市長に届出を行う。※例外有り。
- ・土地区画形質変更前に土地区画形質の変更を行う区域全体及びそれに伴い状態が変化する区域の調査を実施し、市長に報告を行う。※例外有り。



汚染

No

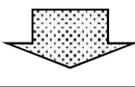
記録の管理・交付

Yes

土地区画変更時調査で汚染が判明した場合⇒市長が公表

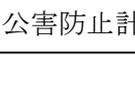


公害防止計画・周知計画の作成



周辺住民に周知

※土壌汚染対策法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域の形質変更を行おうとする場合も周辺住民へ周知する必要があります。



公害防止計画完了・周知計画完了報告

記録の管理・交付

特定有害物質（規則第 2 条の 4）

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機りん化合物
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 ひ素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル（PCB）
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1,2-ジクロロエタン
- 14 1,1-ジクロロエチレン
- 15 1,2-ジクロロエチレン
- 16 1,1,1-トリクロロエタン
- 17 1,1,2-トリクロロエタン
- 18 1,3-ジクロロプロペン
- 19 チウラム
- 20 シマジン
- 21 チオベンカルブ
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふっ素及びその化合物
- 26 クロロエチレン

事業所内の土地区画形質を変更する場合

○特定有害物質使用地で次に該当する場合は、記録の交付等は不要となります。

①特定有害物質使用地における土壌の無害化処理が完了した場合

②特定有害物質使用地における汚染された土壌を敷地外に持ち出す方法による処理が完了した場合

③その他土地の区画形質の変更に伴う汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として市長が認める場合

1 特定有害物質の使用状況等の記録の管理等 (条例 59 条第 1 項、規則第 49 条)

特定有害物質を製造し、使用し、処理し又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置している者は特定有害物質の使用状況その他事項を調査し、記録しておかなければなりません。

調査方法：資料の調査、関係者に対する聞き取り、現場の踏査等

- (1) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の利用の状況の概要
- (2) 特定有害物質使用事業所の敷地の過去の造成の状況の概要
- (3) 過去の事業活動の概要
- (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 排水処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (10) 地形、地質等の概要
- (11) その他知事が特に必要と認める事項

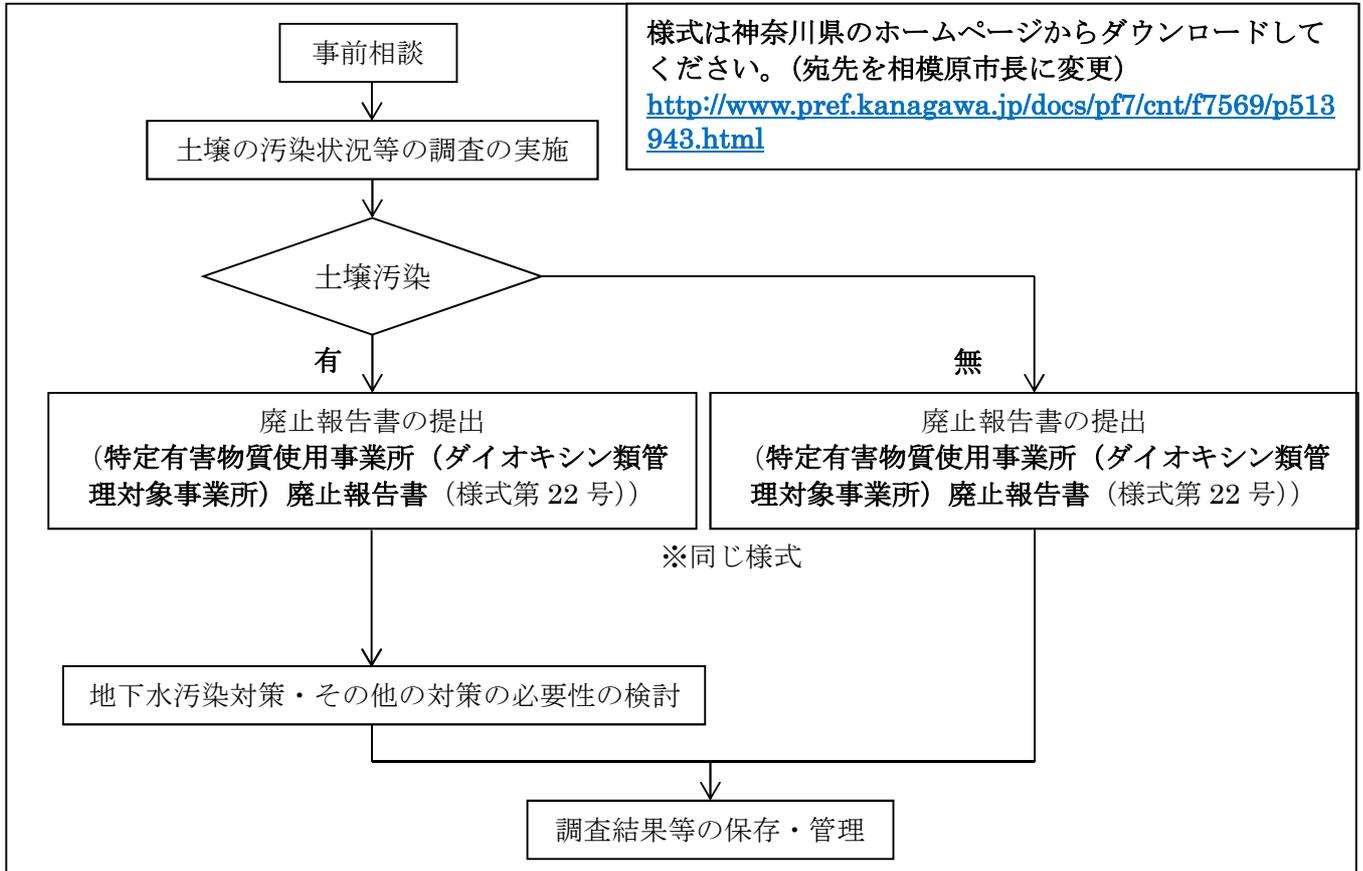
2 土地の譲り渡し等を行う際の義務 (条例第 59 条第 2 項、第 62 条)

特定有害物質使用地を譲渡、返還又は貸与しようとする場合には、その相手に特定有害物質の使用状況等の記録を交付しなければなりません。

また、調査・対策を行った場合においてもその記録を交付しなければなりません。

3 特定有害物質使用事業所を廃止する場合 (条例第 59 条第 3 項、規則第 50 条)

特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、当該事業所を設置している者は、あらかじめ当該特定有害物質使用地に係る土壌の汚染の状況を調査し、その結果を市長に報告（届出）しなければなりません。

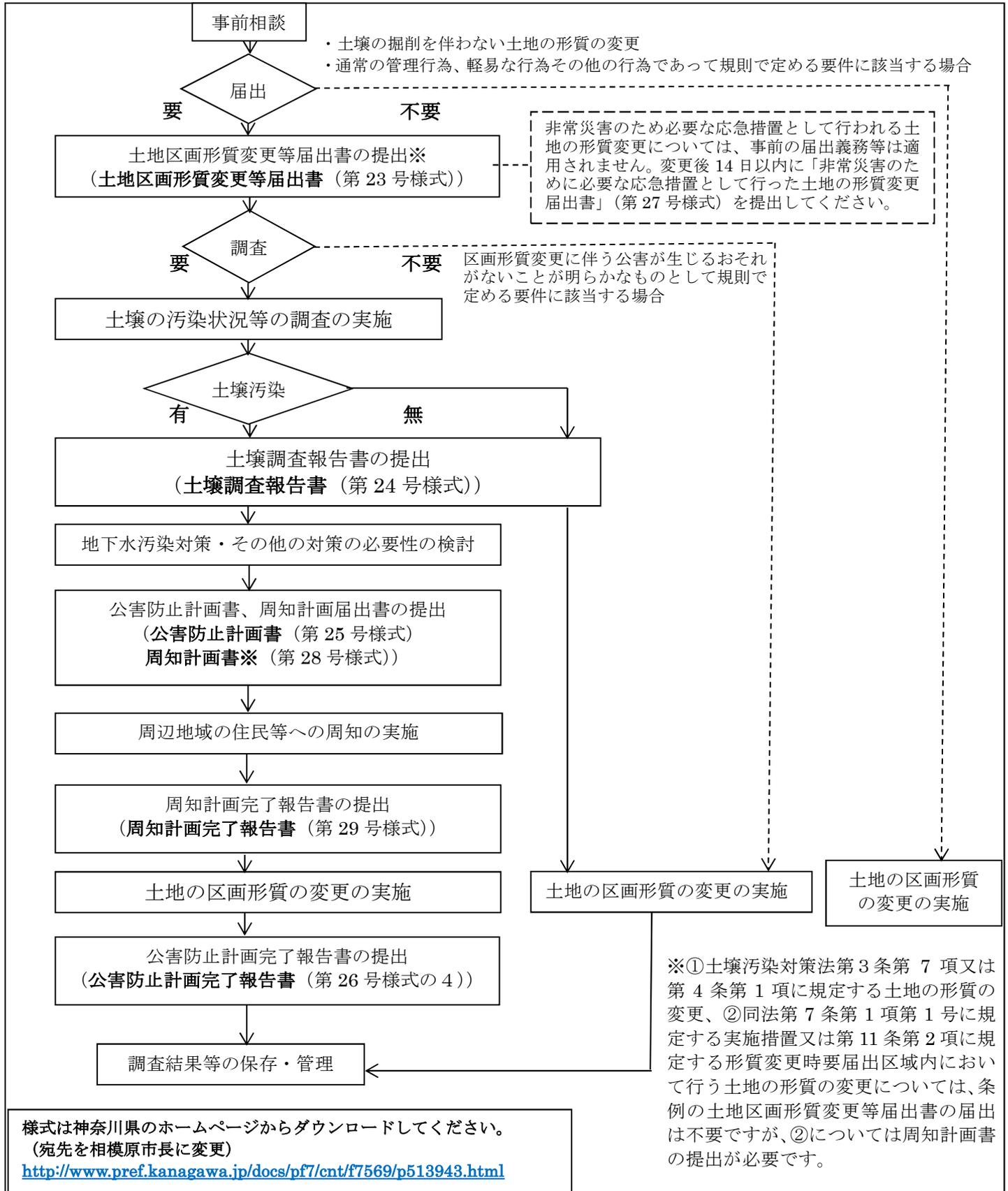


特定有害物質使用事業所の廃止時の調査・手続き等の流れ

4 土地の区画形質を変更する場合（条例第 60 条～条例第 60 条の 2、規則第 51 条～第 55 条の 3）

特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更をしようとするときは、当該変更を行う事業者はあらかじめ市長に届出を行い、また、当該土地に係る土壌の汚染状況を調査し、その結果を市長に報告（届出）しなければなりません。

ただし、土壌汚染対策法に基づき管理される土地の形質の変更や、周辺の環境に及ぼすことがない土地の形質の変更等は、汚染土壌に起因する公害防止の観点から、次頁のとおり、条例による届出を不要としています。



土地の区画形質変更時の調査・手続き等の流れ

届出を不要とする土地の形質の変更

ア 土壤汚染対策法第3条第7項又は同法第4条第1項に規定する土地の形質の変更

※ 一時免除中又は操業中の有害物質使用特定事業場の土地においては900 m²以上の土地の形質の変更が、それ以外の土地においては3,000 m²以上の土地の形質の変更が、それぞれ法に基づき管理されることから、条例による形質変更届出を不要としています（特定有害物質使用地において、法による届出義務がない土地の形質の変更を行う場合、条例の届出対象となります）。

イ 土壤汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置又は同法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域内において行う土地の形質の変更

※ 土壤汚染対策法による要措置区域等では、同法により土地の形質の変更について計画管理されることから、条例による形質変更届出を不要としています。

ウ 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更

※ 盛土のみの形質変更は、汚染があったとしても当該土地から汚染が拡散することはないことから、条例による形質変更届出を不要としています。

エ 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって次のいずれにも該当するもの（規則第51条の2、第56条の3）

① 掘削した土壤を当該土壤の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと

② 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないこと。

③ 土地の形質の変更に係る深さが50センチメートル未満であること

※ ①土壤搬出がなければ、当該土地からの汚染拡散はないこと ②飛散又は流出を伴わなければ、汚染拡散はないこと ③掘削深度が客観的にみて周辺環境への影響が低いと考えられる深度であることのいずれにも該当するものにあつては、軽易な行為等として条例による形質変更届出を不要としています。

オ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

※ 土砂崩れが発生した場合の被害の拡大防止のために行われる応急措置や、埋設されたガス管の破損に伴う応急復旧工事など、緊急性の高いものが該当します。応急措置に伴い発生した土砂は、可能な限り特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地から搬出しないよう努めてください。

土地の区画形質の変更とは

区画の変更：従来の敷地の境界の変更を行うもの

形質の変更：切土、盛土等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為をいい、土地の掘削や盛土など、土地そのものに何らかの変化を与えることをいいます。また、舗装の設置のように土地と一体とみなされる工作物の設置行為も形質の変更に当たります。ただし、敷地内の樹木等の修復工事などの通常管理行為など軽易な行為であつて、上記「届出を不要とする土地の形質の変更」エの要件をすべて満たす場合は土地の形質の変更として扱いません。

<軽易な行為の例>	<軽易な行為に当たらない行為の例>
1 アスファルト舗装の補修	1 裸地に対する舗装の設置
2 街路樹の植え替え	2 建築物の設置または除却に伴う土壤の掘削・埋め戻し
3 緑地の土の補充	3 基礎の設置または除却を伴う施設の変更
4 土地の改変を伴わない建築物の変更	

また、自主調査等により汚染が判明した場合、その土地の区画形質の変更を行う際にも同様の手続きが必要となります。

土壤の汚染状態の基準（別表第12の2）

特定有害物質の種類	溶出量の基準 (mg/L)	含有量の基準 (mg/kg)
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)
有機りん化合物	検出されないこと	—
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
ひ素及びその化合物	0.01 以下	150 以下

水銀及びその化合物	0.0005 以下	15 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
ジクロロメタン	0.02 以下	—
四塩化炭素	0.002 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
チウラム	0.006 以下	—
シマジン	0.003 以下	—
チオベンカルブ	0.02 以下	—
ベンゼン	0.01 以下	—
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
クロロエチレン	0.002 以下	—
ダイオキシン類	—	1,000pg-TEQ/g 以下

備考1 「検出されないこと」とは、備考2に定める方法により土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

- 2 土壤の測定の方法は、土壤溶出量調査に係る測定方法（平成 15 年環境省告示第 18 号）、土壤含有量調査に係る測定方法（平成 15 年環境省告示第 19 号）及びダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）別表に定める方法による。
- 3 1の基準にかかわらず、当該基準に適合しない土壤を薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更して当該基準に適合する土壤としたものについては、当該基準に適合しない土壤とみなす。